

平成27年11月16日

答申第635号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK受信料の全ての未納者に対して日本放送協会放送受信規約第12条の2に基づいて延滞利息を請求及び徴収していない理由を記した文書」について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第649号諮問、審議、答申